

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示

・道路の供用開始

所管課（室）名

道 路 維 持 課

告 示

長崎県告示第482号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和8年8月12日

長崎県知事 平田 研

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 昭和馬町線	長崎市馬町162番3地先から 長崎市馬町83番3地先まで	令和8年8月12日

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八二四)
二二一
四一

印刷所
印刷人
長崎市戸町四丁目四番一号

株式会社
寺田宏
弥
ツクプリント